

あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）



平成30年4月

あきる野市教育委員会

はじめに

国は、平成26年1月に国際連合の「障害者の権利に関する条約」に批准し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指しています。具体的には、この条約の「第二十四条 教育」において、障害者を包容する教育制度等を確保することが示され、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」と記載されています。また、学校等の各学びの場において、障害の有無に関わらず可能な限り一緒に学ぶことができるよう配慮することが求められています。

東京都教育委員会においては、平成29年2月、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進するため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を策定しました。この計画では、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として、今後10年間の長期的な視点で特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育の更なる充実を図ろうとしています。

これまでのあきる野市においては、平成16年度から国や東京都と連携を図りながら、いち早く特別支援教育の体制整備・充実に努めてまいりました。特に、学校が校内委員会等を中心として組織的に特別支援教育が推進できるよう、巡回相談の実施や特別支援教育コーディネーターの複数指名等の取組を推進してきました。また、保育所や幼稚園の担当者の特別支援教育コーディネーター連絡会への参加や、保育所・幼稚園への巡回相談の実施等の取組を通して、一人一人の子どもニーズを踏まえた支援の充実を図ってきました。

また、平成26年3月に策定した「あきる野市教育基本計画（第2次計画）」を踏まえ、平成27年4月に「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定し、「すべての子どもたちを大切にす特別支援教育の推進」という基本理念のもと、障がいの有無に関わらず、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、それぞれのニーズに沿った支援を行う特別支援教育を目指し、取組を充実させているところです。全ての子どもたちが安心して充実した生活を送るためには、保護者・地域・学校・行政等の関係諸機関が連携して、それぞれの教育的ニーズに即した支援をしていくことが大切です。

あきる野市教育委員会は、全ての子どもたちに適切な教育的支援を行い、社会に参画していける基礎を養うために、特別支援教育を更に推進していきます。

平成30年4月

あきる野市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 特別支援教育推進における五つの視点	3

第3章 あきる野市における特別支援教育の現状

1 乳幼児期	
(1) 乳幼児健康診査の状況	4
(2) 子育てに関する総合相談や子育て講座の実施状況	4
(3) 特別な支援が必要な園児の状況	4
(4) 療育支援の状況	4
(5) 巡回相談の実施	5
2 小・中学校期	
(1) 特別支援学級の設置状況	6
(2) 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況	7
(3) 適応指導教室（せせらぎ教室）による不登校児童・生徒の 在籍校復帰支援	7
(4) 教育相談所における児童・生徒及び保護者に対する教育相談の充実	7
(5) 学童クラブにおける児童への対応と充実	7
(6) 放課後子ども教室事業の実施	8
(7) 放課後等デイサービスの活用状況	8
3 あきる野市における特別支援教育推進体制	
(1) 特別支援教育推進計画実施状況報告	9
(2) あきる野市特別支援教育検討委員会	9
(3) 特別支援教育推進連絡会	9
(4) 就学相談委員会	9
(5) 入室判定委員会	10
(6) 巡回相談の実施	10
(7) 特別支援教員補助員、介助員の配置	10
(8) 学校生活支援シート、個別指導計画の作成	11
(9) 就学支援シート、進学支援シートの作成	11
(10) 相談支援ファイル（ステップ）の作成・活用状況を踏まえた研究	11
(11) 校内委員会の全校設置及び計画的な実施	11
(12) 特別支援教育コーディネーターの複数指名と チーフコーディネーターの指名	11
(13) 特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援学級担当者連絡協議会	

及び特別支援教室担当者会の実施	12
(14) 副籍事業の実施	12
(15) 交流及び共同学習の実施	13
(16) 教員等研修会の実施	13
(17) 保護者・市民への啓発活動	14
(18) 関係機関との連携	14
(19) スクールソーシャルワーカーの設置	14
(20) スクールカウンセラーの活用	14
(21) 学習支援事業	15
(22) 就労期の支援	15

第4章 あきる野市における具体的な施策

1 推進方針	16
2 推進体制	16
3 就学前の推進計画	
(1) 配慮を要する乳幼児の早期発見	16
(2) 配慮を要する幼児の就学支援の充実	16
(3) 乳幼児の保護者への支援	16
(4) 乳幼児期に配慮を要する児童への支援	17
(5) 巡回指導等による幼稚園・保育所の支援の充実	17
(6) 私立幼稚園への支援	17
(7) 幼稚園・保育所等の指導員の指導力向上	17
4 小・中学校時の推進計画	
(1) 小・中学校における特別支援教育推進体制の充実	18
(2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実施	18
(3) 個に応じた指導・支援の実施	19
(4) 巡回相談等による学校の支援の充実	19
(5) 特別支援教育教員補助員及び特別支援学級介助員の配置	19
(6) 教員等研修の充実	19
(7) 就学（転学）、入室相談の実施	20
(8) 相談支援ファイルの作成・活用状況を踏まえた研究	20
(9) 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級（固定）との交流及び共同学習、 学校間交流の実施	20
(10) 特別支援教室事業の円滑な実施	20
(11) 関係諸機関との連携の充実	21
(12) 学習支援事業の実施	21
(13) 保護者・市民への啓発活動	21
(14) 学童クラブにおける育成の充実	22
(15) 学齢期の配慮を要する児童への放課後等の支援	22
5 学齢期終了後の推進計画	
(1) 配慮を要する児童・生徒の卒業後の支援	22

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成19年4月、学校教育法の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）により、従来の特殊教育から特別支援教育へ転換が図られました。このことにより、知的な遅れのない発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等）に関しても適切な支援が求められ、特別支援教育は、すべての学校において実施されることとなりました。さらに、平成19年4月1日付、19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立つて行うことや、各学校において、特別支援教育のための体制の整備と必要な取組が明確に示されました。

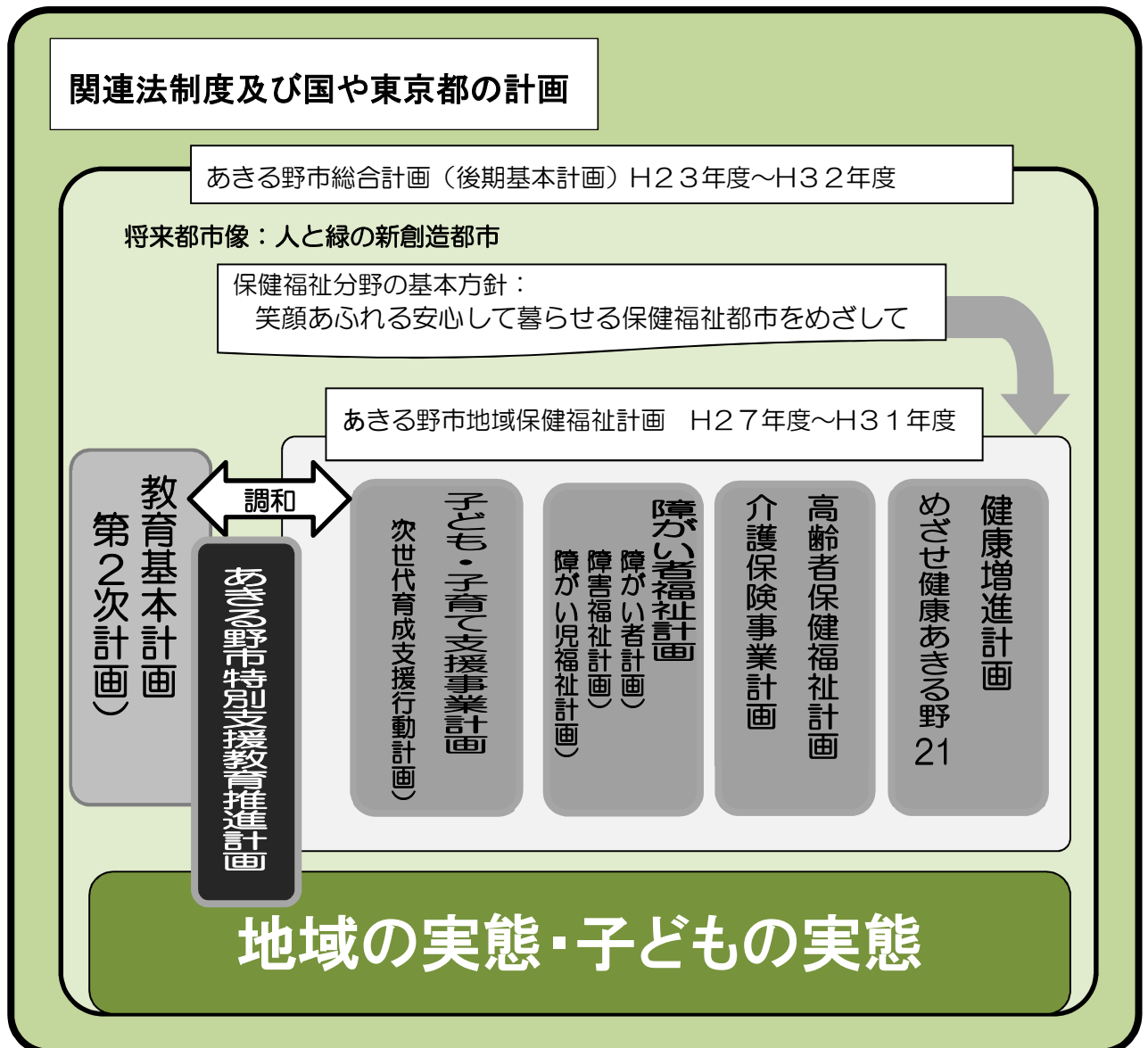
また、東京都は、平成22年11月に、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を策定し、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるための具体的な内容を示しました。

このことを受けてあきる野市では、平成16年度から他区市に先駆けて、国や東京都と連携を図りながら、特別支援教育の体制整備を進めてきました。そうした中、平成26年3月に策定した「あきる野市教育基本計画（第2次計画）」を踏まえて、「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定し、平成27年度から平成29年度にかけて計画に沿って特別支援教育を推進してまいりました。

さらに、平成29年2月に東京都教育委員会では、共生社会の実現に向けて特別支援教育を推進するため、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を策定しました。この計画では、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として、今後10年間の長期的な視点に立った、特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育の更なる充実を図ろうとしております。

そこで、あきる野市は、東京都と連携を図るとともに、本市独自の考えである「全ての子どもたちを大切にす特別支援教育の推進」という基本理念をもとに、特別支援教育を一層推進していくため、「あきる野市特別支援教育推進計画 第二次計画」を策定しました。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

あきる野市特別支援教育推進計画（第一次計画）は、平成27年度から平成29年度までの3か年計画で策定しました。その際、発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組（乳幼児期から成人期まで）を教育、医療、保健、福祉、労働等と連携していくため、あきる野市教育基本計画（第2次計画）とあきる野市地域保健福祉計画との調和を図り、あきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）は、平成30年から平成32年までの3か年計画とします。

第2章 あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成19年4月1日付、19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」には、特別支援教育の理念として、特別支援教育は「障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる」と示されています。

この考えを受け、あきる野市教育委員会では、平成22年4月から以下の基本理念を掲げて、特別支援教育を推進しています。

すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進

2 特別支援教育における五つの視点

【視点1】

子どもや保護者が必要とする教育的ニーズを的確にとらえ、そのニーズに沿った支援を行います。

【視点2】

幼稚園・保育所・小学校・中学校において、障がいのある方との体験的な交流等を通して、子どもたちが発達段階に応じて障がいについて学ぶ環境を整えていきます。

【視点3】

特別支援教育コーディネーターを要とした校内委員会を中心として、保護者と連携を密にして作成した個別指導計画等に基づき、意図的・計画的・組織的な支援の充実を図ります。

【視点4】

幼稚園・保育所・小学校・中学校間及び関係機関と、子ども一人一人の情報を共有するなど連携をより一層強化し、各園や学校の状況に即した特別支援体制を構築します。

【視点5】

障がいがある方々の自立支援に向けて、保護者や地域、市民に対して特別支援教育に関する理解啓発を進めていきます。

第3章 あきる野市における特別支援教育の現状

1 乳幼児期

(1) 乳幼児健康診査の状況

就学前の乳幼児を対象に健康診査（1歳6か月児、3歳児、乳幼児発達健康診査）を実施しています。必要に応じて専門機関等への紹介を行っています。

① 1歳6か月児健康診査

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受診率(%)	95.9	96.2	98.0	98.8	96.7
受診者数(人)	673	631	632	588	602
経過観察健康診査(件)	11	35	51	22	16

② 3歳児健康診査

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受診率(%)	94.2	96.2	97.6	97.6	97.8
受診者数(人)	638	700	686	619	642
経過観察健康診査(件)	14	26	25	9	6

③ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
乳幼児発達健康診査(件)	26	26	38	16	20

(2) 子育てに関する総合相談や子育て講座の実施状況

より良い親子の関係づくりをサポートしたり、産後のストレスや育児等の悩みを抱えた母親同士が集える場づくり等に取り組んでいます。育児の不安を解消するための相談活動もっており、必要に応じて専門機関等への紹介を行っています。

(3) 特別な支援が必要な園児の状況

幼稚園や保育所で特別な支援が必要な園児に対して、処遇向上を図るための支援を行います。（障害児認定）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
幼稚園における対象児(人)	25	25	24	19	30
保育所における対象児(人)	43	37	38	35	40

(4) 療育支援の状況

児童発達支援は、在宅の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数
児童発達支援事業の状況	168	872	260	1,963	281	2,016	330	2,035

(5) 巡回相談の実施

幼稚園、保育所の要請に基づいて臨床心理士を派遣し、次年度就学予定の園児を中心とした、行動観察、校内委員会での指導・助言等を行っています。また、園職員の相談にも対応しています。

相談の時期は、各園の希望を基に、学期に1・2回、全ての園を対象に実施しています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
幼 ・ 保	巡回数(回)	102	99	111	94	93
	述べ対象者(人)	356	399	458	422	404

※ 市内の園の数 26園（巡回の対象となるもの）

幼稚園 6

保育所 16（1か所の分園を含む）

小規模（0歳から2歳までの児童を預かる規模の小さい保育所） 4

2 小・中学校期

(1) 特別支援学級の設置状況

本市には、市立小学校10校、中学校6校の計16校があり、そのうち、特別支援学級及び特別支援教室が15校（御堂中以外）に設置されています。（5月1日現在）

学校名	種別	形態	在籍児童・生徒数（人）				学級数（学級）			
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
東秋留小	知的障害	固定学級	10	12	12	17	2	2	2	3
草花小	知的障害		16	12	12	17	2	2	2	3
一の谷小	知的障害		13	15	15	19	2	2	2	3
五日市小	知的障害		14	15	24	27	2	2	3	4
東中	知的障害		20	28	31	24	3	4	4	3
西中	自閉症・情緒障害		17	10	17	8	3	2	3	1
五日市中	知的障害		35	29	13	8	5	4	2	1
西秋留小	情緒障害等	通級指導学級	6	12			1	2		
屋城小	情緒障害等		24	28	20		3	3		
前田小	言語		28	28	26	21	2	2	2	2
増戸小	情緒障害等		37	36	39		4	4		
秋多中	情緒障害等		7	9	12	14	1	1	2	2
増戸中	情緒障害等		4	3	11	15	1	1	2	2
多西小	情緒障害等	特別支援教室			6	25				
草花小	情緒障害等				7	13				
西秋留小	情緒障害等				7	13				
南秋留小	情緒障害等				5	10				
一の谷小	情緒障害等				2	3				
屋城小	情緒障害等					12				
東秋留小	情緒障害等					9				
前田小	情緒障害等					8				
増戸小	情緒障害等					36				
五日市小	情緒障害等					13				
秋多中	情緒障害等									
東中	情緒障害等									
西中	情緒障害等									
御堂中	情緒障害等									
増戸中	情緒障害等									
五日市中	情緒障害等									
市全体	固定学級		125	121	125	120	19	18	18	18
	通級指導学級		106	116	108	50	14	16	15	6
	特別支援教室				27	142				
	総計		231	237	260	312	33	34	33	24

(2) 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況

通常の学級に在籍している子どものうち、各校が巡回相談等とおして、特別な支援が必要だと判断した児童・生徒には、個別指導計画を作成し、指導の充実を図っています。

特別な支援が必要だと判断した児童・生徒	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校（人）	430	485	473	417	397
中学校（人）	57	93	58	64	54
合計	487	578	543	481	451

(3) 適応指導教室（せせらぎ教室）における不登校児童・生徒の在籍校復帰支援

心理的要因等により、通常の学校生活に不適應感を抱いている児童・生徒及び不登校児童・生徒に対して、適切な指導・助言を行い、不登校児童・生徒の在籍校への復帰を目指します。

適応移動教室（せせらぎ教室）では、特別な支援が必要な児童・生徒も含めて、対人関係及び集団生活への不適應感の克服、学習への適応、自立心の育成等について指導・助言を行っています。
(年度末人数)

適応指導教室通室児童・生徒数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校（人）	4	4	3	1	3
中学校（人）	17	16	15	23	24
合計	21	20	18	24	27
在籍校復帰数	14	4	5	9	3
中学校進学者数	0	1	1	1	1
高等学校進学者数	3	8	8	8	11

(4) 教育相談所における児童・生徒及び保護者に対する教育相談の充実

本市では、教育相談所を秋川（市役所別館）と五日市（五日市出張所）の2か所に設置しています。教育相談所では、市内在住の高校生以下の子どもとその保護者を対象に、心や体の成長・発達に関わること、学習や進路に関わること、基本的な生活習慣に関わること、集団への不適應に関わること等について相談業務を行っています。また、希望に応じて、保育所や幼稚園、学校での子どもの行動観察、担任の教員との情報交換、発達検査等も行っています。

さらに、必要に応じて他の機関への紹介も行っています。
(年度末件数)

相談件数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来所（延べ件数）	1306	1255	1342	1393	1536
電話（延べ件数）	148	217	244	203	155
合計（延べ件数）	1454	1472	1586	1596	1691
実際の案件数（件）	171	200	204	237	226

(5) 学童クラブにおける児童への対応と充実

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成を図っています。

入会時には、関係機関等と連携を図るとともに保護者との面談などにより、児童の適切な育成に努めています。また、学童クラブ指導員等に対し、臨床心理士による巡回相談を行い、児童一人一人の理解を深めるとともに、研修を行い指導育成のスキルアップを図っています。

学童の登録人数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
若竹学童クラブ	60	65	65	65	65
若葉学童クラブ	70	70	71	77	70
南秋留第1・第2学童クラブ	70	70	71	90	80
一の谷学童クラブ	26	25	23	34	46
前田学童クラブ	56	65	73	71	70
多西第1・第2学童クラブ	70	100	100	108	108
屋城学童クラブ	51	52	47	58	62
草花第1・第2学童クラブ	110	110	114	163	176
五日市第1学童クラブ	59	60	99	73	76
五日市第2学童クラブ				42	52
増戸第1学童クラブ	39	38	44	42	42
増戸第2学童クラブ	60	60	63	60	60
秋留台学童クラブ	30	24	21	26	18
合 計	701	739	791	909	925

(6) 放課後子ども教室事業の実施

放課後、自宅周辺等に遊ぶ場所や友達がいないことから、安心して遊ぶことができない子どもたちの活動の場所を提供するため、学校の施設等を利用して、地域の方などの協力をいただきながら、放課後子ども教室事業を実施しています。

平成29年度から西秋留小学校においても活動を開始しました。

登録人数	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
東秋留小学校	107	74	82	79	79
多西小学校	197	189	163	197	208
草花小学校	182	184	201	234	214
五日市小学校		111	146	115	93
合 計	486	558	592	625	594

(7) 放課後等デイサービスの活用状況

放課後等デイサービスは、障がい児が放課後や夏季休業等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するものです。学校教育と相まって障がい児の自立促進を図ります。

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数
放課後等デイサービスの活用状況	737	4,350	1,167	8,183	1,625	11,611	2,055	15,195

3 あきる野市における特別支援教育推進体制

(1) 特別支援教育推進計画実施状況報告

平成26年度までは、特別支援教育全体計画（A3版）をあきる野市特別支援教育検討委員会にて作成し、教育委員会に報告しておりました。平成27年度からは、本推進計画に基づき、「特別支援教育推進計画実施状況報告書」をあきる野市特別支援教育検討委員会にて作成し、教育委員会に報告しております。

(2) あきる野市特別支援教育検討委員会

特別支援教育を推進する基本的な考え方や、推進体制の検討及び推進上の課題等について検討するとともに、各事業の成果と課題を分析し、評価するために設置しています。検討委員会は、学識経験者や医師、保護者代表、私立幼稚園長代表、私立保育所園長代表、都立特別支援学校長代表、市立小学校長代表、同中学校長代表、市職員等の22人以内で組織しています。検討委員会は、平成16・17年度は年5回、平成18年度は年3回、平成19年度からは年2回開催し、本市の特別支援教育推進の要となっています。

(3) 特別支援教育推進連絡会

小・中学校期だけでなく、乳幼児期から成人期までを見据えて特別支援教育に取り組むため、関係する部局の市役所職員で連絡会を開催し、連携を進めています。

メンバーは、健康福祉部（障がい者支援課、健康課）2人、子ども家庭部（子ども政策課、保育課、子ども家庭支援センター）3人、教育部（教育総務課、指導室、指導主事）3人で組織し、必要に応じて適宜、連絡会を開催します。平成29年度は、第一次計画の実施状況を確認するとともに、その成果と課題を踏まえ、特別支援教育推進計画第2次計画について検討しました。

(4) 就学相談委員会

障がいがあると思われる児童・生徒の就学・転学を適正に実施するため、必要な事項について調査・審議し、教育委員会に報告する役割を担っています。

就学相談委員会は、医師や特別支援学級設置校の校長、特別支援学級の担任代表、私立幼稚園園長代表、私立保育所園長代表、児童福祉関係者、教育相談所長及び相談員等の30人以内で組織し、年8回実施しています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
委員会開催数(回)		8	8	7	8	8
就学相談	転学相談	54	63	53	48	55
案件総数(件)		68	74	63	70	69
判定 (件)	普通学級	9	9	16	17	15
	固定学級	42	50	37	41	45
	特別支援学校	13	7	9	12	9

(5) 入室判定委員会（※平成27年度までは入級相談委員会の名称でした。）

通常の学級に在籍し、障がいの状況に応じた指導を行う必要がある児童・生徒に適切な教育を行うために、特別支援教室又は通級指導学級での指導を希望する児童・生徒の入室の必要性について専門的な検討を行い、教育委員会に報告する役割を担っています。

入室判定委員会は、特別支援学級（通級）設置校の校長及び担任代表、特別支援学級（固定）の担任代表、教育相談所相談員、教育委員会事務局等の20人以内で組織し、概ね年8回実施しています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
委員会開催数(回)		9	9	7	9	10
案件総数(件)		45	46	56	61	126
判定 (件)	小学校 (情緒等)	29	23	32	35	79
	小学校 (言語)	11	10	12	7	12
	中学校 (情緒等)	2	10	12	16	27
入級不適(件)		2	0	0	1	6

(6) 巡回相談の実施

学校の要請に基づいて、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒を対象に、行動観察や校内委員会での指導・助言等を行っています。また、教員の相談にも対応しています。平成26年度からは教育相談所の巡回相談員だけでなく、教育相談員も巡回相談を行っています。

相談の時期は、各学校の希望を基に、学期に1・2回、全ての学校を対象に実施しています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	巡回数(回)	102	92	96	84	74
	述べ対象者(人)	715	770	472	412	492
中学校	巡回数(回)	18	19	19	19	19
	述べ対象者(人)	82	122	61	62	67
計	巡回数(回)	120	111	114	103	93
	述べ対象者(人)	797	892	533	474	559

(7) 特別支援教員補助員、介助員の配置

学校からの要望と巡回相談等の状況に基づき、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個に応じた指導の充実を図るため、教員補助員を配置しています。

また、特別支援学級（固定）には、学級数に応じて介助員を配置しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別支援教員補助員配置時数(時間)	5,120	5,810	7,954	7,420	6875
特別支援教員補助員数(人)	55	35	55	58	52
介助員数(人)	33	37	38	37	35

(8) 学校生活支援シート、個別指導計画の作成

特別支援学級（固定）に在籍している児童・生徒には、学校生活支援シートと個別指導計画を作成しています。また、特別指導学級（通級による指導）や特別支援教室に籍を置く児童・生徒、特別支援教員補助員を配置している児童・生徒には、必ず個別指導計画を作成しています。

学校生活支援シートは、保護者と学校で、児童・生徒の状況を把握し、長期的な視点で一貫した指導や支援を行うように作成するものです。教育のみならず、医療や福祉等の関係機関との密接な連携を図るためにも用いています。個別指導計画は、児童・生徒一人一人に応じた短期的な目標を立てて、その目標達成に向けた具体的な取組を定めるものです。主に学校で作成しますが、保護者にも確認していただいています。

※ 学校生活支援シートは、文部科学省が示している「個別の教育支援計画」のことを東京都が改称したものです。

(9) 就学支援シート、進学支援シートの作成

小学校への就学に伴い、すべての子どもが楽しい学校生活をすごせるように、園児の様子や園で配慮してきたこと、保護者の思いなどを小学校に引き継ぐための就学支援シートを作成・活用しています。また、進学に伴い、児童の様子や小学校で配慮してきたことなどを中学校に引き継ぐための進学支援シートを作成・活用を推進しています。これらのシートは、保護者と園、学校が相談しながら作成します。引き継いだ学校では、これらのシートに記載された内容をもとに、保護者との面談を実施したり、校内の支援体制を整えたりするなど、子どもが円滑に学校生活をスタートできるよう活用にも努めています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就学支援シート 作成件数(件)	51	81	82	91	93
進学支援シート 作成件数(件)	27	9	12	19	21

(10) 相談支援ファイル（ステップ）の作成・活用状況を踏まえた研究

平成22年度からあきる野市は、発達障害を含む障がいのある方の乳幼児期から成人期までの一貫した支援に役立てるため、本人の教育、医療、保健、福祉、労働等に関する情報を集約する「相談支援ファイル（ステップ）」を作成し、希望する保護者に配布しています。

今後、学校生活支援シートと相談支援ファイルとの活用方法等について研究していきます。

(11) 校内委員会の全校設置及び計画的な実施

市内全16校に校内委員会を設置し、支援が必要な子どもの実態把握や支援方法等について検討を行っています。構成メンバーは各学校によって若干異なりますが、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター等を中心に、月に1回以上実施しています。

(12) 特別支援教育コーディネーターの複数指名とチーフコーディネーターの指名

各学校で特別支援コーディネーターを複数指名し、さらに、その中からチーフコーディネーターを1人指名することで、校内委員会等体制を整備・充実させ、組織的に対応しています。

学校が特別支援教育コーディネーターを指名するためには、指名対象者が教育委員会主催の

特別支援教育研修会に参加していることが必要条件となります。学校は、教員をこの研修会に計画的に参加させることで、特別支援教育コーディネーターを複数指名することができます。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校数(校)	18	17	16	16	16	16
特別支援教育コーディネーター(人)	65	52	55	50	50	49

(13) 特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援学級担当者連絡協議会及び特別支援教室担当者会の実施

特別支援教育コーディネーターの育成と外部機関との連携を図るために、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催しています。小・中学校だけでなく、幼稚園・保育所からも1人参加し、就学前段階からの引継ぎや指導・支援についての協議・情報交換を行っています。また、都立あきる野学園の特別支援教育コーディネーターや教育相談所の臨床心理士による助言や研修も行っています。

特別支援学級及び都立あきる野学園の担任や担当者による情報交換及び研修を通して、特別な支援が必要な児童・生徒への教育の充実を図るために、特別支援教育担当者連絡会を実施しています。平成25年度からは、全8回中、4回を研修と位置付け、担任等の指導力向上を図っています。

さらに平成28年度より、他市に先駆けて開設した特別支援教室の円滑な実施や教員の指導力向上を図るため、特別支援教室担当者連絡会を開催し、研修や情報交換を行っています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別支援コーディネーター連絡会(回)	3	3	3	4	4	4
特別支援学級担当者連絡会(回)	8	8	8	8	8	8
特別支援教室担当者会(回)						3

(14) 副籍事業の実施

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童・生徒が、市内の小・中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として実施しています。

本市では、東京都教育委員会から平成16年度よりモデル地区に指定され、他の区市に先駆けて取り組んでいます。

また、平成27年度に入学する小学部1年生、中学部1年生からは、副籍事業を必ず実施することになっています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	対象者(人)	50	51	51	49	51
	実施者(人)	42	39	40	29	25
	実施率(%)	84.0	76.5	78	59.2	49
中学校	対象者(人)	28	35	35	33	22
	実施者(人)	22	24	24	8	7
	実施率(%)	78.6	68.6	68.6	24.2	31.8
計	実施者(人)	64	63	64	37	32
	実施率(%)	82.1	73.3	74	45.1	43.8

(15) 交流及び共同学習の実施

本市では、特別支援学級（固定）設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合う学習を実施しています。今後も、特別な支援を必要とする児童・生徒の自立と社会参加に繋がるような交流及び共同学習を推進していきます。

(16) 教員等研修会の実施

特別な支援が必要な子どもやその保護者のニーズに対応できる専門性を高めるために、都立あきる野学園と共催で夏季休業中に実施している特別支援教育研修会について、学校の教員や幼稚園・保育所の指導者に加えて、児童館の関係職員に参加を呼びかけ、参加者の拡大を図るとともに、開催回数も7回に増やしました。

平成29年度からは、通常の学級において可能な限り共に学ぶことができる配慮を推進していくことや、特別支援教室設置による若手の巡回指導教員の増加することを踏まえ、研修内容を通常の学級の教員や若手教員を受講対象の中心とした講座を開設するようにしています。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修内容	特別支援教育の理解のために	考える子どもを育てる授業づくり	医療少年院における特別支援教育 ～小学校、中学校等でできること、期待すること～	発達障害の理解と対応 学校における合理的配慮について
参加者(人)	43	51	79	61
研修内容	自尊感情や自己肯定感を育む指導の在り方	発達障害特性をいじめ被害リスクから考える	発達障害の理解 ～基礎・基本～	通常学級のユニバーサルデザインと合理的配慮
参加者(人)	69	90	49	67
研修内容	特別支援教育の現状と課題	感覚統合と遊び	発達障害のある子どもの自己肯定感をどう育てるか	発達障害の医学的理解 ～医療ができること、学校ができること～
参加者(人)	65	113	105	72
研修内容	発達障害の理解と対応について	WISC-IVの活用	発達障害の子どもを支える	通常の学級におけるこれからの特別支援教育について
参加者(人)	69	109	68	69
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修内容		発達障害の理解と対応について	子どもの心の発達と問題について	不登校・ひきこもりのリスクと対応を考える
参加者(人)		102	106	66
研修内容		子どもの発達に応じたソーシャルスキル教育	生きづらさと共に生きる	コミュニケーションが苦手な子への支援 ～発達を踏まえて言語聴覚士の立場から～
参加者(人)		84	100	128
研修内容		一人一人を生かす見取りと支援	支援の必要な生徒の高校生活と就労について	虐待を防ぐ関係づくりと虐待が疑われる場合の対応
参加者(人)		91	46	72

(17) 保護者・市民への啓発活動

本市では、保護者や市民に対して、特別支援教育に関する様々な啓発活動を行っています。

毎年4月当初に、特別支援教育リーフレットを各学校から新入生の保護者に配布しています。また、年長児の保護者を対象に巡回相談のお知らせを配布しています。5月には全ての年長児や小学校6年生の保護者に対して、毎年5月に各学校や都立あきる野学園の協力の下、就学相談説明会を実施しています。さらに広報教育あきる野「一房のぶどう」でも平成16年度以降、特別支援教育の特集を定期的に掲載しています。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校説明会参加人数(人)	40	43	38	45

(18) 関係機関との連携

本市では、特別な支援を要する児童・生徒に対し適切な支援を行うため、各ケースにかかわる関係諸機関を集め、ケース会議を随時行い、情報共有を行うとともに、指導や支援方針を決めています。

また、特別支援教育に関する教員等研修会や特別支援コーディネーター連絡会等、様々な場面で都立あきる野学園地域支援センターや教育相談所と連携して研修を行ったり、西多摩療育支援センターの医師による特別支援学級への指導訪問を実施したりして、教員の指導力向上に努めています。

さらに、月に1回、教育相談所や適応指導教室、子ども家庭支援センター、指導室で児童・生徒に関する情報交換(カンファレンス)を行い、今後の対応を協議する場を設定したり、幼稚園・保育所の園長と小学校長とで、各園や学校との連携を深めるために「小・幼・保連絡協議会」を年1回開催したりして、情報交換等を行っています。

乳幼児期から学校卒業までにおいて成長段階や一人一人の特性に応じた切れ目のない支援が図られるよう、保健、子育て、保育、障害福祉等の関係部署、関係機関と連携体制を構築し、支援を図っていきます。

(19) スクールソーシャルワーカーの設置

児童・生徒の生活指導上の課題や、発達障害等に起因する特別な支援を必要とする状況には、これまで教育相談所の相談機能や子ども家庭支援センターの家庭支援機能において対応してきました。しかし、そうした支援につながらず、登校したくても登校できない不登校の児童・生徒や家庭の課題で登校できない児童・生徒が、毎年少なからず存在しています。

そこで、平成29年1月よりスクールソーシャルワーカーを設置し、登校に関わる悩みを抱えた児童・生徒を、既存の充実した組織とつなげていく取組を始めました。

スクールソーシャルワーカーの活動の拡大状況から、将来は、各中学校区に1人のスクールソーシャルワーカーの配置に向けて検討していきます。

(20) スクールカウンセラーの活用

東京都は、いじめ・不登校等の未然防止と改善及び解決、学校内の教育相談体制の充実を図るため、週に1回程度、スクールカウンセラーを各学校に配置しています。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリング等の記録を基に、教職員、保護者に対する助言や援助などを行います。また、小学校5年生と中学校1年生については、全員面接を行うこととしています。

(21) 学習支援事業

子どもたちの中には、様々な理由で学習に集中できなかつたり、学習に困り感を感じたりする児童・生徒がいます。本市においては、「授業が分からない」「みんなについていくのが難しい」「家庭での勉強のやり方が分からない」など学習に不安のある、小学校5年生から中学校2年生までの児童・生徒に対し、毎週土曜日に秋川と五日市の2か所で学習支援事業を実施して、基礎学力の向上や家庭学習の習慣付けを図っています。

また、東京都は、学習支援が必要な中学生等を対象に大学生や教員 OB 等地域住民の協力や ICT 活用等により学習の機会を提供する「地域未来塾」事業を平成28年度から展開しています。この「地域未来塾」についても、導入に向けて検討していきます。

(22) 就労期の支援

「あきる野市障がい者就労・生活支援センター」では、ハローワーク等関係機関と連携し、求職活動の同行・職場見学や面接の同行・会社や家庭との連携・各種事務手続き等の支援を行っています。仕事に就いた後においても、引き続き、就労者本人の支援を図るとともに、就職先の会社との意見交換等を行い、雇用関係が円滑に進むよう、就労定着支援にも力を入れて取り組んでいます。

相談支援事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談	電話（件）	2,381	2,718	1,742	2,046	1,825
	来訪（件）	1,008	1,014	864	871	852
	訪問（件）	696	950	899	922	757
問合せ	電話（件）	1,133	339	516	201	276
	来訪（件）	385	368	444	497	362
	訪問（件）	17	13	8	11	33
合計		5,620	5,402	4,473	4,548	4,105

就労支援事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就労移行者	正規雇用（人）	3	4	2	2	1
	その他の雇用（人）	25	29	26	24	26
合計		28	33	28	26	27

第4章 あきる野市における具体的な施策

1 推進方針

- 子どもたちが安心して充実した生活を送るために、障がいの有無やその程度にかかわらず、保護者・地域・学校・行政・関係諸機関が連携して、子ども一人一人の教育的ニーズに即した支援を行っていきます。
- 乳幼児期においては、障がいの早期発見や早期に適切な療育に取り組めるように保護者や各園等を支援していきます。
- 学童期においては、各学校において特別支援教育の充実を図り、組織的に児童・生徒一人一人に応じた指導を充実していきます。
- 就労期においては、ハローワーク等関係機関と連携し、各種事務手続きを支援したり、在宅障がい者に対しては、可能な支援を情報提供したりしていきます。



2 推進体制

- 年2回、あきる野市特別支援教育検討委員会において、あきる野市特別支援教育推進連絡会より本推進計画に基づいた実施状況を報告し、実施状況を確認・指摘・助言するとともに、「あきる野市特別支援教育実施状況報告書」を作成していきます。
- 検討委員会で作成した「あきる野市特別支援教育実施状況報告書」を毎年、教育委員会の定例会議にて報告していきます。

3 就学前の推進計画




(1) 配慮を要する乳幼児の早期発見

就学前の乳幼児を対象に健康診査（1歳6か月児、3歳児、乳幼児発達健康診査）を実施し、子どもの生活上の困り感や発達の状況のアンバランスなどを早期に発見し、必要に応じて専門機関等への紹介を行っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
乳幼児健康診査の実施	実施 		

(2) 配慮を要する幼児の就学支援の充実

小学校入学時に、それぞれ幼児の情報を就学先に伝えることは、特別な支援が必要な児童にとっては有効な手だてとなります。今後も、就学支援シートの作成を保護者に呼びかけ、活用していくように指導していきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実	実施 		

(3) 乳幼児の保護者への支援

育児や発達に関する保護者の相談を受けるなど、子どもを育てる保護者に寄り添った丁寧な対応を行っていきます。

また、より良い親子の関係づくりのサポートや、初めての育児等に関し悩みを抱えた母親同士が集える場づくり、育児の不安を解消することを目的として、保健師、図書館司書、管

理栄養士等による子育て講座や子育てグループ交流会、情報交換会を行っていきます。



さらに、子どもの発達や関わりへの不安を持つ親子を対象に、子どもが個性にあった成長ができ、安心して子育てができるよう支援をするために個別相談やグループ指導（3歳児：ばんだ、1歳6か月：こあら）を行っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
子育て講座	実施 		
子育てグループ交流会・情報交換会	実施 		
個別相談	実施 		
グループ指導	実施 		

(4) 乳幼児期に配慮を要する児童への支援


児童福祉法における障害のある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う「児童発達支援」を提供します。支援のための障害児通所給付費の決定を保護者に対し行っています。

また、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、障がいがある児童が抱える課題の解決を図るとともに、一人一人の特性に合わせた適切な支援が受けられるよう、きめ細かな支援を図ります。支援のため、障害児相談支援給付費の決定を保護者に対し行っています。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児通所給付費	決定業務 		
障害児相談支援給付費	決定業務 		

(5) 巡回指導等による幼稚園・保育所の支援の充実


教育相談所の臨床心理士による幼稚園・保育所への巡回相談を実施し、園児一人一人の理解を深めるとともに、指導・支援の充実を図っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
臨床心理士の定期訪問	各園年3回実施 		

(6) 私立幼稚園への支援

私立幼稚園協会からの依頼に応え、毎年、幼稚園協会主催の研修会に、指導主事等を派遣し、市の施策や特別支援教育の現状、取組等について私立幼稚園の教員に対し説明等を行い、理解促進を図っていきます。

子どもが幼稚園から学校へスムーズに繋がるための取組の一つとして、今後も充実した幼稚園の研修会となるよう、私立幼稚園協会の意向も踏まえながら、話題やテーマを設定していきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
私立幼稚園協会への支援	実施 		

(7) 幼稚園・保育所等の指導員の指導力向上

園児への適切な指導や支援ができるように、指導員等の資質向上を図っていきます。




取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特別支援教育コーディネーター連絡会の充実	年4回実施 		
教員及び保育士対象の研修会の充実	あきる野学園との共催で年7回以上実施 		

4 小・中学校時の推進計画

(1) 小・中学校における特別支援教育推進体制の充実

特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導は、担任だけでなく、全校体制で組織的に実施していく必要があります。各校においてその中心となるのが特別支援教育校内委員会であり、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な取組が不可欠です。本市においては、特別支援教育校内委員会を組織として明確に位置付けるとともに、特別支援教育コーディネーターの複数指名や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修会を計画的に実施するよう引き続き指導・助言していきます。

また、一人一人の児童・生徒にきめ細やかな指導を実施するためには、学校での指導方針について保護者と共通理解を図りながら進めていくことが不可欠です。そこで、特別支援学級に在籍している児童・生徒や特別支援教育教員補助員による支援を必要としている児童・生徒に対して、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成・活用を図るように指導していきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
校内委員会の校務分掌上への位置付け	実施 		
特別支援教育コーディネーターの複数指名	実施 		全校4人以上の指名
年間3回以上の研修の実施	実施 		
学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用	実施及び活用 		





(2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実施

特別な支援が必要な児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒が落ち着いて授業に取り組めるように、各学級におけるユニバーサルデザインの視点（焦点化・視覚化・共有化）を取り入れた授業を行っていきます。

そのため、平成28年度には、リーフレット「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりとは」を作成し、全教員に配布しました。また、市教育委員会では、リーフレットを活用した研修会を実施したり、指導室訪問で再度配布し、各学校の指導・助言に活用したりしています。各学校においても、管理職の授業観察等で活用されています。

また、分かりやすい授業づくりの基本として参考となる「あきる野市授業スタンダード」を作成し、全教員に配布いたしました。

さらに、授業中の児童・生徒の意識を黒板に集中させやすいように、教室前面の掲示物を最小限に整理したり、学校生活における暗黙のルールを掲示するなど顕在化させたり、教室環境の整備についてもユニバーサルデザインの視点を取り入れるようにしています。今後は、ICT機器の設置も含めた教室環境等の整備も進めていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実施	実施  研修会の実施 		
ユニバーサルデザインの視点に基づく教室環境	実施及び充実 		
あきる野市授業スタンダードを踏まえた授業	若手教員育成研修で活用 		

(3) 個に応じた指導・支援の実施

障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもがかげがえない存在であると受け止め、個に応じた指導・支援を確実にを行います。その際、特別な配慮を要する子どもたちが、いじめの対象になる事実があることを踏まえ、子どもたち同士が学校生活の中でより良い人間関係を構築し、豊かな学校生活を送れるよう、自他を大切にする心や規範意識など道徳的価値に関する自覚を深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
個に応じた指導・支援の充実	実施		
道徳教育の充実	実施	小学校「特別の教科 道徳」の実施	中学校「特別の教科 道徳」の実施

(4) 巡回相談等による学校の支援の充実

教育相談所の臨床心理士による学校への巡回相談や西多摩療育支援センターの医師による指導訪問を実施し、児童・生徒一人一人の理解を深めるとともに、指導の充実を図っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
臨床心理士の定期訪問	各校年3回程度実施		
専門医の派遣	全校への年1回の派遣		

(5) 特別支援教育教員補助員及び特別支援学級介助員の配置

児童・生徒一人一人の指導を充実させるため、教員補助員及び介助員を引き続き適切に配置していきます。さらに、教員との連携を図るために、指導主事等による学校訪問を実施し、活用の仕方を助言していきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特別支援教育教員補助員及び特別支援学級介助員の適正な配置	実施		
指導主事等による助言	実施		

(6) 教員等研修の充実

児童・生徒への適切な指導や支援ができるように、教員等の資質向上を図っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特別支援教育コーディネーター連絡会の充実	年4回実施		
特別支援学級担当者連絡会の充実	年8回実施		
教員対象の研修会の充実	あきる野学園との共催で年7回以上実施		
指導主事の学校訪問による教育課程等の改善	各校年1回実施		
若手の巡回指導教員の研修の充実	実施		

(7) 就学（転学）、入室相談の実施

児童・生徒に応じた指導や支援が行えるように、就学（転学）相談や入室相談を適切に行っています。特に、教育委員会・学校・保護者・本人で就学等に関して合意形成が図られるように、今後も丁寧に話し合っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就学（転学）相談	年8回実施		
入級相談	年8回実施 (必要に応じて増加)		

(8) 相談支援ファイルの作成・活用状況を踏まえた研究

これまでに保護者が作成した相談支援ファイルについて、現状を把握するとともに、より効果的な在り方、活用方法について研究していきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援ファイルの現状把握（保護者へのアンケート、聞き取り等）	実施・分析		改訂、改善、調整、統合を図る
効果的な活用方法の検討	検討 分析		効果的な活用方法の提案

(9) 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級（固定）との交流及び共同学習、学校間交流の実施

東京都教育委員会の副籍交流ガイドラインに基づき、実施体制の整備と効果的な副籍交流を実施していきます。また、特別支援学級（固定）と通常の学級との交流及び共同学習の充実を図っていきます。さらに、西秋留小学校、一の谷小学校、西中学校及び東京都立あきる野学園で、学校間交流を意図的・計画的に実施していきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
副籍交流の実施	実施・改善		
特別支援学級（固定）と通常の学級との交流及び共同学習の充実	実施・改善		
学校間交流の実施	実施・改善		

(10) 特別支援教室事業の円滑な実施




東京都教育委員会では、平成31年度までに全小学校に、平成33年度までに全中学校に特別支援教室を設置し、発達障がいのある児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図ることとしています。

あきる野市教育委員会では、特別支援教室設置事業を平成29年度に小学校、平成31年度に中学校の全校開設を他市に先駆けて推進していきます。

また、特別支援教室の実施により、在籍校での特別な支援を受けられるようになりました。









この結果、指導を受けやすくなり、入室する児童の数が増えました。平成31年度から中学校での特別支援教室が始まるとこの傾向はさらに加速することが予測されます。

これに伴い、若手の巡回指導教員の配置が予想され、これらの若手教員の育成が急務となります。そこで、若手の巡回指導教員の研修の充実を図っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
小学校特別支援教室	円滑な運営 		
中学校特別支援教室開設準備	開設準備委員会の設置	中学校における開設	全校の円滑な実施
特別支援教室担当者会の実施	実施 		
若手の巡回指導教員の研修の充実（再掲）	実施 		

(11) 関係諸機関との連携の充実

月に1回、教育相談所、適応指導教室、子ども家庭支援センター及び指導室で児童・生徒に関する情報交換(カンファレンス)を行い、今後の対応を協議する場として設定していきます。また、幼稚園・保育所の園長と小学校長とで、各園や学校との連携を深めるために「小・幼・保連絡協議会」を年1回開催し、情報交換等を行っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
適応指導教室の充実	在籍校復帰指導の充実		
教育相談所の相談機能の充実	幼児期からの保護者相談の受付		
スクールソーシャルワーカーの有効活用	活用方法の研究 関係諸機関への接続の推進 3人配置	  6人配置  (全中学校区に配置)	
スクールカウンセラーの有効活用	スクールカウンセラー連絡会を通じた情報交換・相談機能の充実		
カンファレンスの実施	月1回の実施 		
小・幼・保連絡協議会の実施	年1回の実施 		

(12) 学習支援事業の充実

子どもたちは、様々な理由で学習に集中できなかつたり、学習に困り感を感じたりしています。本市においては、そういった困り感を感じている小学校5年生から中学校2年生までの児童・生徒に対し、毎週土曜日に秋川と五日市の2か所で学習支援事業を実施して、基礎学力の向上や家庭学習の習慣付けを図っていきます。

また、地域未来塾の導入について研究をしていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
土曜日の学習支援事業	実施 		
地域未来塾の活用の研究	研究 		


(13) 保護者・市民への啓発活動

毎年4月当初に、特別支援教育リーフレットを各学校から新入生の保護者に配布していきます。また、年長児の保護者対象に巡回相談のお知らせを配布します。5月に各学校や東京都立あきる野学園の協力の下、全ての年長児や小学校6年生の保護者に対し、毎年5月にあきる野市就学相談説明会を実施していきます。さらに、広報教育あきる野「一房のぶどう」でも平成16年度以降、特別支援教育の特集を定期的に掲載しており、今後も継続していきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就学相談説明会	5月に実施 		
特別支援教育リーフレットの配布	配布 		
教育委員会広報への掲載	年1回の掲載の実施 		

(14) 学童クラブにおける育成の充実



特別な配慮が必要な児童については、学童クラブ入会時に関係機関等との連携や保護者との面談、臨床心理士による巡回相談等を行い、児童一人一人の理解を深め、健全育成を図っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
臨床心理士による巡回相談	実施 		
職員研修	実施 		

(15) 学齢期の配慮を要する児童への放課後等の支援

児童福祉法における障がいのある児童に対し、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための「放課後デイサービス」を提供します。放課後デイサービス利用のための障害児通所給付費の決定を保護者に対し行っていきます。

また、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、障がいのある児童が抱える課題の解決を図るとともに、一人一人の特性に合わせた適切な支援が受けられるよう、きめ細かな支援を図ります。支援を受けられるように、障害児相談支援給付費の決定を保護者に対し行っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(再掲) 障害児通所給付費	決定業務 		
(再掲) 障害児相談支援給付費	決定業務 		


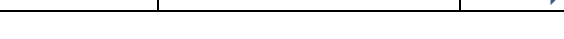
5 学齢期修了後の推進計画

(1) 配慮を要する児童・生徒の卒業後の支援

本市においては、教育相談所の機能を義務教育段階に留まらず、高校卒業まで継続していきます。

また、子ども家庭支援センターにおいては、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対応していきます。

さらに、障がい者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に支援するためのあきる野市障がい者就労・生活支援センターあすくと連携したり、他自治体にある障害者就業・生活支援センターを紹介したりするなど、関係諸機関と連携した取組を行っていきます。

取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
教育相談の継続実施	高校卒業までの教育相談の受付、実施 		
個別的就労相談	受付、実施 		
関係機関の紹介・連携	実施 		

あきる野市特別支援教育推進計画

平成30年4月発行

発行 あきる野市教育委員会
住所 東京都あきる野市二宮350番地
電話 042(558)1111